

建築基準法に基づく特定行政庁指定等(構造関係)

【構造関係】

地盤が軟弱な区域 (建築基準法施行令第42条)

生駒市内全域指定なし

しばしば強い風が吹くと認めて規則で指定する区域 (建築基準法施行令第46条第4項表3(1))

生駒市内全域指定なし

多雪区域 (建築基準法施行令第86条第2項ただし書)

生駒市内全域指定なし

垂直積雪量 (建築基準法施行令第86条第3項、生駒市建築基準法施行細則第20条)

区域	垂直積雪量
標高が220m以下の区域	0.3m
標高が220mを超え330m以下の区域	0.4m
標高が330mを超え440m以下の区域	0.5m
標高が440mを超え550m以下の区域	0.6m
標高が550mを超える区域	0.7m

※標高は白地図(生駒市都市計画課窓口または生駒市ホームページ)等でご確認ください。

屋根ふき材、雪の性状等を考慮して規則で定める数値 (建築基準法施行令第86条第4項)

生駒市内全域指定なし

風圧力関係 (建築基準法施行令第87条第2項、平成12年建設省告示第1454号)

地表面粗度区分	Ⅲ
V ₀ (風速)	32 m/s

地震地域係数Z (建築基準法施行令第88条第1項)

Z = 1.0

地盤が著しく軟弱な区域 (建築基準法施行令第88条第2項)

生駒市内全域指定なし